

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年2月18日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 佐藤 晋一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

裁判官 西 野 牧 子（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

検察官 戸根川 隆（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 貝 原 吉 記（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 なし）

議事要旨

（司会者）

皆さん、こんにちは。本日は大変忙しいところを、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、横浜地方裁判所小田原支部の裁判官、佐藤晋一郎と申します。どうかよろしくお願いいたします。着席をして進めさせていただきます。本日の意見交換会の趣旨につきまして、簡単に御説明を申し上げます。裁判員裁判が始まりまして現在で4年9か月が経過しております。小田原支部におきましても昨日までに49件、裁判員裁判が終了しております。裁判員の皆様方には、いずれも真剣、そして誠実に事件に取り組んでいただき、深く感銘を受けているところでございます。裁判員

裁判、お陰さまで概ね順調に推移しているところではございますけれども、まだまだ運用においてですね、改善すべき点がございますし、この制度をより良いものにしていくために、検討と工夫、あるいは見直しを続けていく必要がございます。裁判の終了の直後に、アンケートなどで皆様方の御意見や御感想などをお伺いしておりますけれども、それからある程度時間が経った現在の時点で、裁判員裁判に参加していただき、務めていただいた御経験、これがどのようなものであったのか、どのような課題があったのかなど、この場で御自由にお話をいただければというふうに思っております。裁判官、検察官、弁護人が、それぞれどのような工夫、あるいは努力が必要なのか、是非、皆様方の忌憚のない御意見をいただければと思います。そして我々、より良い裁判員裁判の実現に役立てていければと思っております。尚、この意見交換会で発言された内容につきましては、後日議事録が作成されて、裁判所のホームページに掲載される可能性もございますので、よろしくお願いいたします。その関係で、皆様方につきましては、プライバシーの関係で、1番さん、2番さんというふうな形で、番号で呼ばさせていただきます。

最初に、まず自己紹介をいたします。先ほど申し上げましたとおり、裁判官の佐藤晋一郎と申します。この小田原にまいりまして、7件、裁判員裁判を務めさせていただきました。裁判の度毎に、鋭い視点、あるいは暖かい視点などいただきまして、ものの見方などにつきまして、目を見開かされることも、たくさんございました。その中で、裁判員裁判の判断内容の深まりということをいつも感じておりまして、意義は大きいものというふうに感じております。本日はよろしくお願い申し上げます。続きまして、裁判官、検察官、弁護士、それぞれ裁判員裁判を担当した者が、自己紹介をいたします。

(裁判官)

小田原支部の裁判官の西野です。小田原には裁判体は2つありまして、今回いらした方はお会いしている方と、していない方がいらっしゃいますけれども、今日は率直な御意見を聞かせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

(検察官)

検察官の戸根川です。私は小田原に来て2年目になります。裁判員裁判は、5件ぐらいは法廷に立っていると思います。今日お集まりいただいた方の事件の内、2件は私、法廷に立っていますので、皆さんの率直なお話を伺えるのを楽しみにしております。以上です。

(弁護士)

横浜弁護士会、県西支部の貝原と申します。よろしくお願いいたします。裁判員裁判の経験については、小田原だと1件で、全体で3件、今まで裁判をやらさせていただいております。小田原での1件は平成24年なので、大体1年半ぐらい裁判員裁判は携わってはいないのですけれども、裁判員を御経験された皆様の生の御意見というものを、今日、御拝聴させていただいて弁護の活動に活かさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

それではですね、裁判員を経験された皆様方に、今度は自己紹介をお願いしたいかと思います。御経験された、どんなふうなことを御担当なさって、その上で、一般的な感想で、どんなふうな感想をお持ちになられたかということをお話いただければと思います。1番からでお願いいたします。

(1番)

私が担当したのは、そんなに重いことではなかったのですが。早く言えば放火なのですが。自分が感じたこととして、他の裁判員の方の意見を聞けるというのは、すごい大事なことのだなってというのが一番と、もうちょっと、裁判官の人とか、みんなの意見を、もっと聞きたかったなっていうのが一番思ったことです。

(司会者)

裁判官の発言が少なかった。

(1番)

いや、少なかったわけではなくて、やっぱり裁判員の人たちと一緒にお昼を食べたりとかするじゃないですか。その時に、こうこうこうだよねっていう意見を言っている中で、やっぱり、いる裁判官の人と、いない裁判官の人、やっぱりそこでも意見はたぶん違うだろうし。だからみんなが本当に、全員が集まってお昼が取れる、そういう時間がちょっと欲しかったかな、っていうのは思います。

(司会者)

なるほど。分かりました。ありがとうございます。では2番の方。

(2番)

ちょっと私も、ここに来て、前回、裁判員の選任手続があってコンピューターが私の番号を指名したのですが、ちょうどその時と同じような雰囲気、えらい緊張しています、實際上。私の時に選ばれた方がちょうど男女が4対4ですね。これ千差万別で年寄りも若い女性もいました。私が裁判員裁判をやった時は、はっきり言って司法自体がよく分かっていなかったのも、いろいろ勉強させられたことがいっぱいあります。2009年度の5月21日に、これ、制度がスタートしたというのも、いろいろ調べてやっと分かったことであって。いろいろ、ちょっと勉強させられたなと思っています。裁判員裁判をやった時に、当時、今ここにいらっしゃらない裁判長なのですが、小田原の裁判所で最後のお仕事だということを言われまして、8人いらっしゃった中でもですね、いろいろ和気あいあいでやっただと、というような記憶があります。裁判の中で、5件の有罪というのがあったので、実際どうしているのかなって、ずっと、さっきも眺めていたのですが、すごいことをやっているのだなと。裁判の中で、この被告人自体が全て認めているという状況だったので、実際、侃々諤々というか、そういう状況じゃなかったような気がする。ただ1つこだわっていたのが、強姦致傷だったかな、その時に、肩を押さえてどうだこうだと言っているのを、そういうふうにしてないよと、というようなことがこだわりのあっただけで、実際上は私も、そんなこだわりは、どうでもいいんじゃないかなと思っていたとこだったのですが。ちょっと他の事件がどうなのか

分からないので比較の対象は分かりません。ただちょっと裁判の中ではですね、比較的スムーズにいったのではないかなと、私自身は思っています。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。たくさんの事件が併せて審理されたみたいですね。住居侵入、強姦致傷とか窃盗とか、そんな事件だったように思っています。男女の比というのは、これもいつも、抽選の時に疑問を持たれる方っていっぱいなんですけど、あれはもうコンピューターがランダムに決めているということになりますので。では3番の方。

(3番)

来るまでは、いろいろと考えていたことがあるのですが、ここに今緊張して半分も言えないのかなと思っているのですが。まずテーマについて、裁判員経験者による感想ということなのですが、率直に、いい経験ができたかなと思っています。5か月ぐらい前でしたっけね、裁判。8月に裁判やって、5か月ぐらい経つのですが、裁判のことは今でも、先ほどそこに、控室のほうにファイル置いてありましたけど、あれを見なくても、非常に鮮明に今でも覚えています。それだけ自分の心にだいぶ、事件というか、この裁判は、結構、残りました。その裁判をやっている中というか、元々、裁判員制度に対して全然知識もなかったのですが、一応その裁判、結局選ばれた時は変な話、貧乏くじ引いたみたいなイメージがあって、それでやってきたのですが、最後は本当に、非常にいい経験ができたかなと思っています。たぶん、なんて言うのかな、やっぱり裁判、たぶん僕は選ばれたから、そういうことが言えるのであって、あまり認識的に裁判員制度っていうのは。元々僕も、結局こんなの参加しても、裁判長だとか裁判官の付録程度なのかなというような認識でいたのですが、やっぱり裁判をやっていく中で、裁判が始まって、最後の時、裁判長とみんなで考えて、いろいろすごい、僕らの意見というか、裁判長、裁判官独自でどんどん決めていくっていうような感じではなかった。なんて言うのかな、選ばれて、そういうのは、すごいこう、ちょっと大分認識は自分の

中では変わったというか。そんなような、全体的な感想は、そんな感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。事件としては、少し重い事件でした。強盗殺人，詐欺，窃盗というような事件で。親に対する強盗殺人という，そういう内容の事件でありましたですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

(検察官)

ちょっとよろしいですか。

(司会者)

はい，どうぞ。

(検察官)

3 番さんの選任手続きの時のイメージが，なるべくだったら避けたい，みたいなことをおっしゃっていた記憶があるのですね。

(3 番)

ええ。言っていました。

(検察官)

もうこれ避けられないのですか，みたいな質問をされていたような気がするのですね。

(3 番)

そうですね，はい。

(検察官)

なんで，なんかこう，選任の通知が来て，その通知に従って来た人を対象にして，その通知に従ってこない人はなんなのだ，みたいな，そういう御不満みたいなのが

おありだったのかなと。

(3 番)

そうです。最初ですよ。

(検察官)

そういうような、すごい印象があってですね。でも今の話を伺っていると、なんかいい経験だったって今言っていて、ちょっとびっくりしたのですけども。そこは、大きな転換があったということなのですかね。

(3 番)

転換というよりも、検察官の言う通り、最初、その選任手続きの時はですね。たぶん集まって、あの中で辞退した人も、たぶん大分出た気がするのですよね。

(検察官)

辞退をしていましたね。

(3 番)

逆に、それがなんで許されるのかなっていう。それが許されないから、あの通知に、来ない人は罰金がありますよぐらいのことが、たぶん書かれていたと思うのだけど。それで最初は仕方なくって言うのも変ですけど来て、そのコンピューターでやる抽選の前に、あそこの場でも何人かダダって辞退できたので、逆にそんな理由自体はいいのかなっていうような形で、ちょっと聞いたのですけど。そこはそういうような流れで。やっぱり一番これで、何故私が辞退したかったって、やっぱり仕事が一番ネックな部分ですよ。どうしても今回もやっぱり、何日間休んだかな、有給休暇9日間ぐらい私取りましたけど、選任手続きを含め、裁判始まってから9日間ぐらい休んだのですけど。さっきちょっと話したように、やっぱり会社内でも、そんな大きな会社じゃなく中小企業で、そんな大して大きな会社じゃないのですけど、選ばれた人なんていないです、いなかったのですよ。うちの会社では僕が初めてというか。やっぱりそれだけ、裁判員制度っていうものが会社内でもそういう認識が全然薄いところがあって、どうぞどうぞ行ってきたさいっていうような風潮で

は、まだまだたぶん、うちの会社だけじゃないと思うのです。分かんないですよ、大手は、本当にあれなのでしょうけど。なかなかね、やっぱり9日間も仕事を休んで、っていう部分が、今の日本の、このね、あれだと、なかなかあれなのかなっていうすごい感じはしますね。その辺が非常に思ったので。最初は辞退できるのであれば、辞退をしたい、したかったっていうのは、率直なあれなのですけど。でもやっぱり参加してみて、非常にいい経験ができたかなって思って、今はおります。

(司会者)

その後、なんて言うのでしょうか、裁判員裁判に参加しましてっていうふうなことっていうのは、何か会社の中でお話されるようなことっていうのは、あったりしましたか。

(3番)

会社でもやっぱり興味を持つ人と、持たない人が結構、両極端で。でもやっぱり興味を持たない人のほうが多い感じがしますね。やっぱり他の人の認識の中でも、ただ単に行っているだけじゃないのっていうような、僕もそう思っていたのですけど、僕ら一般人が裁判なんか参加したって、別に、付録でしょみたいな。初めはそういうイメージだったのですけど。でもやっぱり、やっていく中で、裁判長の佐藤さんとかも、ずっとやってきたのですけど、僕らの意見とかも、すごい聞いて、皆で考えて判決しましょうというような流れだったので、そこはずいぶん違うのだなっていう感じはしました。

(司会者)

ありがとうございます。では次は4番の方。

(4番)

よろしく願いいたします。正直なところ、私のポストに分厚い裁判所からの書類が入っていた時には、私何かやらかしちゃったのかしらみたいな、ちょっと動揺が走って、開けるのがすごい怖かったのですけども、開けてみて、あ、こういうことなのだっていうのを見て。初めはすごく、どうして自分なのだろうっていう気持

ちで、なるべくなら避けて通りたいし、どうしよう、どうしようって思っていたのですね。ちょうどその頃、裁判員制度で主婦の人が、なんかちょっと重い写真を見たことによってストレスになった、っていうことで訴訟を起こしていた時期だったので、家族からは、そういうことがあって、大丈夫なの、耐えられるのみたいな心配をされました。ちょっと悩んだりはしていたのですが、やはり自分でできることの経験はしていきたいな、というような前向きな気持ちに少しずつ時間が経つにつれ変わって行って、来ることになったのですけども。来てみて、私のイメージでは、とても裁判官の方っていうのはすごく怖い、堅いイメージを持っていました。でも、佐藤裁判官だったのですけれども、とてもフレンドリーに話をみんなができるような状況を作っていただけました。お昼の時間なども、事件のことばかりを話していると、やっぱり気持ちが暗くなるからっていうこともあったのですが、皆さんで違う明るい話をしたり、事件に全然関係ないような質問なども気軽にさせていただいたりとかしていったので、気持ちはそんなに鬱になったりとかすることなく、気持ちをうまく切り替えながら向かっていけたと思います。裁判の内容は、介護の苦痛による無理心中だったのですけども、比較的、激しい写真のようなものを見るような機会はなくて、口頭でのやり取りを聞くことと、書面でのことだったのですが。以前、裁判員裁判でないところの裁判を傍聴させていただいた時には、甲乙を使った、すごく難しいやり取りの裁判を目にしていた、すごく分かりにくいな難しいなというイメージを持っていたのですけども、裁判員裁判では検察官の方も弁護士の方も、すごく分かりやすい言葉でお話をされていたので、難しい言葉があっても、それはこういうことですっていう説明があって、とても分かりやすくて。一番初めにいただいた書類の中に、特に事前に学んできたりとかする必要はありませんという注意書きがありましたけども、本当に何も予備知識がなくても一緒に皆さんと話ができるような、分かりやすい言葉で説明していただけたことは、とても助かりました。あとは終わってからは、PTAの関係で社会の先生がとても裁判員裁判というものに興味を持っておられて、生徒たちにも話したいから、できる範囲で話

を聞きたいとかっていうお話をいただいたりとかしていて、まだ話はしていないのですけれども。あと、今年になってから私の知人で裁判員候補者になりましたっていうお手紙をいただいたっていう方がいて、どうっていう話をされたので、私は初めちょっと緊張したけれども行ってみてとても良い経験になったので、是非選ばれたら行ってください、ということをお勧めしました。その方も自分が決まったら頑張ってくださいっておっしゃっていただけたので、やっぱり経験者の人の声が少しでも伝わることは良いことなんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。辛口のお話をどんどんしていただいてもと思います。では5番の方。

(5番)

気軽な気持ちで参加するっていうことにしたのですが、ただ今、皆さん意見たくさんおっしゃっていて、心臓が実はドキドキなのです。だからうまく言えるかどうか分かりませんが。私はこの、裁判員裁判の、これができる時に、わりと関心がありました。どうなのか、よく分かりませんがね。それで実際に、去年ですか、通知が来た時に、えって驚きましたけど、もしかして当たるかな、っていう。当たるって言ったら言葉変ですが、たぶん経験するかな、って思いました。そして案の定、経験することになりました。お隣の4番さんと一緒の事件なのですが、老老介護ですね。認知症とか、そういう感じなのですが、身近なテーマで、周りにもそういう方が結構たくさんいらっしゃるのですね。だからこの、事件になるかならないかっていうのは、本当に紙一重なのだなって思いました。やっぱりこれを防ぐには、周りの人の意見を聞いたり、お願いするっていうことですね。やっぱり分からないことがあったら、自分で引きこもらず、どんどんどんどん、教えて教えてっていうんじゃないですけど、情報を発信すれば、どこからか良い解決策とか、そういうのがあるんじゃないかなと思っています。この経験したことに、私主婦なのですが、この上に座って、本当に緊張しました。何日かやっていく上で段々慣れま

したけど、発言とかそういうのも本当に緊張しました。でもいい経験になりましたので、やっぱり何か相談されたら、やったらいいですよっていうふうには言いたいですね。以上です、ありがとうございました。うまく言えませんが、申し訳ございません。

(司会者)

ありがとうございます。

(6 番)

去年の12月ですか、裁判員裁判のほうでやった者なのですが。通知来た時に、はっきり言って何も分からなかったもので、不謹慎なのですが、ゲーム機で裁判員裁判というのがあったものですから、あれで勉強したのですよ、ある程度。それでもちょっと難しくて、行くの、ちょっと躊躇したのですが、裁判官も裁判長も優しく、分かりやすく教えてくれたので、良い経験ができました。すみません。あまりしゃべれないもので。

(司会者)

事件は殺人未遂ってことです。ありがとうございます。全般的な感想の中にも選任手続きの話など、ちょっと出てきておりました。テーマ2に移りながら進めていきたいかと思います。

最初、皆様方、たぶん選任したその日に、そのまま審理というふうな形ではなかったかと思うのですが、それでよろしかったですね。やっぱりこれは、空けたほうが良いという感じでしょうか。それはですね、選任手続きを例えば午前中にしまして、午後からすぐに審理に入ると少し職務従事予定期間が若干、詰められる可能性もあるのですけれども、そういうふうな方式のほうが良いのか、あるいはやっぱり、別の日に、っていうふうな形でスタートして、皆様方にはそういう形で参加いただいたのですけれども。何か選任手続きに関して、いろいろ感想などありましたら、ちょっとお伺いしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。会社の関係などで言えば、別の日のほうがいいのですかね。すいません、3番さん、いかがで

しょうか。

(3 番)

別の日のほうが良かったですね。午前中に選ばれて、もうその日の午後からって
いうと、いろいろと手続きというか。私、選任手続き、午前中だったですよ、確
か。

(司会者)

はい。

(3 番)

その午前中、一応選ばれて、次の日から裁判、ここに来てよってという話。その午
前中、選任手続き午前中で終わって、すぐ午後から会社戻って、選ばれたので、選
任されたので次の日から何日間休みをいただくというような段取りというか、手順
まとめたので。今回私、半日空いていましたけど、半日でも結構厳しいぐらいな感
じでしたね。

(司会者)

ありがとうございます。日にちはたぶん違っているほうが、やっぱり日は空いた
ほうが良いというふうな感じですかね。選任手続きそのものに関しては、何かござ
いますかね。1 番さん、どうですかね。選任手続きに関して何か、ございますか。

(1 番)

選任手続きは、通知が来た時に、ぶっちゃけ、一番最初の通知はスルーしたので
す。開けずに、見ないで、そのまま放置したのですね。なんかいやだなと思って。
そしたら 2 回目に通知が来た時に、裁判員のって書いてあって、また来ちゃったか
らしょうがないから開けようっていう形で開けたのです。そこから、一応その手続
きっていうか、選任する日がこの日なので、この日に来てくださってというのがあ
って、そこから、まず会社に行って、これはどうすればいいのですかっていうとこ
ろから入り、いや分かんないけどとりあえず行ってきなよっていうので、お休みを
もらってという形だったのですけど。私、子供 2 人いて片親なのです。なので、

そこで仕事を休んじゃうと、1日いくらでっていう計算で、何日出勤をするっていうので、自分の中で計算をして毎月やっているの、なんかいきなりその日に休みました、だけど別の日に仕事ができるかっていったら、仕事ができるわけではないので。もうシフトが決まっちゃっているの。ああどうしようかなって。正直、来るのも迷ったのですよ。面倒くさいし、行ってもどうせ選ばれないし、みたいなのがあって、どうせ何人か行って、その中で決めるのでしょって。まさか、パソコンでポチッと押して決まっちゃうとは思ってなかったの。その場で、私は辞退したいっていうふうに確か、丸をつけて、あっちの部屋でお話をさせていただいたのですね。正直、なんだろう、その事件のことを言わないっていう自信はないって言ったのですよ。聞かれて、こうこうこうだったよって、たぶん普通に言っちゃうのだろうなって思ったので、1回嫌ですって言ったのですね、正直に。40人近くこっちにいて、そんな40人いて自分が選ばれるわけないと思いながら呼ばれて、意見を言っ、帰れるかなと思ったら帰れず、そして選ばれみたいな感じだったので、ぶっちゃけ選ばれた時は、ここ嫌だなと思ったのですよね。通うのも面倒くさいっていうのもあったし、休まなきゃいけないっていうのもあったし、その手続きで職場でどうすればいいかも分からなかったの、すごい上の人には迷惑かけたし。ただ、選任されてから次までに、確か土日かな、はさんだのだと思うのです。なので、間は空いていたのですけど、もうちょっと余裕が欲しかったかな、っていうのは、すごい感じました。土日はさまなかったら、たぶん次の日だったのかなっていうぐらいだったので、せめて1週間欲しかったかな、っていうのと、じゃいきますよって、ポチって押した瞬間に数字が出るのは本当に、ああ、私じゃないよねって3度見ぐらいしたのですね。なので、なんかもうちょっとこう、余裕を感じられる雰囲気できていたら良かったなっていうのは思いました。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。2つ、特により空いていたほうがより良いというふうな御意見がありました。あと、あのポチって押す方式なのですが、

あれはなかなか変えにくいところではあるのですが、ちょっと、そうすると、きちんとこれからこれですよということを、きちんとお話を更に。裁判長が押すのですが、もう少し説明をさせていただいて、やったほうが良いのかもしれないですね。そもそも当日やる以前に、翌日より更にもうちょっと空いたほうが良いという、そんなふうな御意見でしたけど。別に、そこまでという方もいらっしゃいますかね。特に。

(2 番)

いいですか。

(司会者)

はい、2 番の方。

(2 番)

ちょっと私のほうも1番さんが言ったように、ここに来て、確かこの部屋だったと思うのですが、20番目の席に座っていたのですが。40人もいりゃあ、俺なんか宝くじも当たったこともないのにといいながら、もう高みの見物で後ろから座っていたのですが。番号見て、何回も見直しました実は。ええ、俺なのかなっていいながら、実際上は。困ったな、なんで俺が当たるんじゃと思いいながらですね。で隣の部屋に確か行って、補充裁判員含めて8名行って、いきなり私の名前呼ばれて、事件の内容は私も全然知らなかったのですが、ちょうど私の近くの方が事件起こされたということだったのですが、実は。だから、「この事件、御存知でしょうか」って、いきなり言われまして、「ちょっと待ってください」って、見ていたけど全然知らなかったです、まずは。「はい分かりました」で、そういうこと。そういう選任手続き終わって、1日空いて確か、冒頭手続きからずっとやった記憶があります。やっぱり1日かけてですね、現実的にはケース・バイ・ケースだと思うのですが、私の場合は、これでも若い時は技術屋さんだったので、とてもじゃないけど出られない状況だったと思うのですが。1年前はですね、ちょうど自分でいろいろ人を使ってはいたのですが、それなりに頼めるというのがあったので、私の

上のほうにこういうことがありましたよということでお話ししたら、たぶん当たるんじゃないかと思っていたという話を出されました。だから私で言うと、近くで、もう1人、頼んでおかないといけないので、素直にこういうのがあったので、ちょっと隠密で行ってくるよと。実際、忌引休暇みたいな扱いをされたので。だから比較的、ちょっと1週間ばかりいなくなるよということで、皆さんに通知して行った。何しに行ったのと、確か1回だけ中休暇があったような気がするのだけど、何しに来たのと、どこ行っていたのと、よく言われましたけど、ちょっといろいろ所用で行っていたということを、皆さんに言っていたのですが、どうされたのぐらい言われるのは、結構あるのですね。だからやっぱり、たぶん私が20年ぐらい前の技術屋だったらとてもじゃないけど、確かに3番さんが言われるように、仕事の都合でとてもじゃないけど引き受けられないかなと思ったところですね。だから去年の状況だと、生産現場で働いているわけじゃなかったんで、頼める人にも頼めばいいし、ちゃんと指示しておけばちゃんといけたので、問題無く来られた状況です。だから各個人、ケース・バイ・ケースだと思うので、なんとも言えないのですが、多忙な方とか商売をやっている方は確かに厳しいんじゃないかなと思います。以上です。

(司会者)

なかなかお忙しい中についてということで、ただ間を空けること自体については、そのほうが良いのかなと感じられるところですけど、特に何か、今度は4番さん、5番さん、6番さん。特にこの点については、何かありますか。

(5番)

私はですね、一応パートしています。それでこの通知が来た時に、日にちが書いてありましたよね、確か、その時にもう前もって、当たるかどうか分かりませんが、上司の方たちには言っておきました。ですから、空いてなかなか休めないんで、パッとこう、やっていただいたほうがお休みも取りやすいし、そのほうが良いんじゃないかなと私は思いました。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。お話しいただくこと自体は、これは守秘義務そのものとは直接結びつくものではないので、行きますということは上司の方にお話しいただくのは全然構わない内容です。

(5 番)

ですよ。お休み取る時に、そうですね。中身は駄目ですよ。その時は知らないですけど。

(司会者)

そうですね。大変な中で御都合つけていただいてということで、ありがとうございます。では次の話に移りたいかと思います。次のテーマでございますけれども、今度は審理についてということになります。検察官、弁護人が特に聞きたいところかと思いますが、よろしくお願いします。最初に、まず裁判が始まりまして、その中で検察官と弁護人が、その裁判において一番見てほしいところ、それぞれが考えるような事実関係を冒頭陳述ということで双方まず述べます。これ証拠調べそのものではないのですけども、あくまで、こんなふうな事件をこんなふうに見立てて考えていますよということを検察官と弁護人がそれぞれ言います。そのあとで具体的な証拠調べっていうのに入るのですけど、この冒頭陳述ですね、まず最初の部分。これについて証拠とは違うのだよっていうようなところについて十分に理解できたかどうかということが1つと、それから言い方とかですね、皆さんの中に、どんなふうなことがあったのかっていうふうなことについての、一応どこを特に考えればいいのかというような、検察官、弁護人の見立てみたいなものが、スッとこう入ってきたかどうかというか。その証拠とは違うってことが、すぐに理解できたかってことと、あとストーリーがすぐにパッと入ってきたかどうか。その2点をお伺いできればと思うのですけど。じゃ今度すみません、6 番の方から。証拠と違うストーリーなのだというふうなところというのはパッと入られましたでしょうか。

(6 番)

いや正直、それはちょっと、入らなかったです。行ったばっかなので、裁判員裁判の制度そのものが分からなかったもので、すんなりはちょっと入らなかったですね、やっぱり。

(司会者)

内容的なことも、双方が言いたいことっていうか、特にここ見てほしいよっていうふうなことを言っているところっていうのは、パッと理解できましたかね。

(6 番)

ええ、そこは、はい。でも専門用語がとんだので、ちょっとどうなのかなって感じがしたのですけどね。

(司会者)

少し難しかったですかね。

(6 番)

ちょっと難しかったかもしれない。

(司会者)

そうすると、説明にかなり工夫がいるのかもしれないですね。じゃ5番の方はいかがでしょう。証拠と、その冒頭陳述、主張っていうのですかね、双方の見立てみたいなものが区別がついたかどうかっていうことと、その冒頭陳述がよく腑に落ちたっていうか、こういう話なのかってことが入ってきたかっていう。

(5 番)

冒頭陳述の時は、確か書面がありましたよね。結構カラフルに見やすく書いてあったので、それは分かりやすかったです。それとは違うっていうのは、証拠とあれは違うのですよね。それは、はい。

(司会者)

4 番の方。

(4 番)

一番初めに事件のあらすじを，一応書面で読んでからだったので，分かりやすかったです。それに検察側からと弁護側からのその書面が，やはり先ほどの方と同じで，とても色が区別してあって，ここを言いたいってところが，すごく分かりやすく色分けもしてありましたし，見やすかったと思います。

(司会者)

特に量的なことで，多すぎるとか，少なすぎるとか，なんかそんなようなイメージは特にはないですか。

(4 番)

量的に。

(司会者)

分量が，ちょっと多すぎるとか。

(4 番)

でも内容的には，あのぐらいいないと，分からない部分もあると思うので。ちょうど良かったと思います。

(司会者)

分かりました。あと3番の方。

(3 番)

私も非常に分かりやすかったです。冒頭陳述，検察官，資料も確か色がいろいろついていて，検察官の言う冒頭陳述，事件のあらまし，流れは非常によく分かりました。事件のあらまし流れがきていて，あといろいろとそこで感情がどんどん入ってきて，検察官の言うものと，弁護人が言う，争いの争点も，自分なりには分かっていたつもりではいました。

(司会者)

特に，証拠との区別っていうのも，分かりましたか。

(3 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ2番の方。

(2番)

冒頭陳述なんですけど、確か5件あったので、5件の中が、頭の中がちょっと、こんがらがったというのがかなりあったのですが、内容的には私も理解はしながらやっていました。わからないところは、一生懸命メモをしていたのですが、今となってはすっかり忘れてしまいましたので。今いらっしゃる西野裁判官が、私の時いらっしゃったので、ちょうど。その中で、おしゃべりおばさんじゃないのだけど、よくしゃべる方がいらっしゃって、西野裁判官が簡潔明瞭にお話していただいたというのが記憶にありますね。実際上ですね、専門用語がバシバシ出てきて、その度にちょっと頭をひねるところは、確かにありましたね。以上です。

(司会者)

西野裁判官のお話は、またあとでということで。1番の方。

(1番)

私の時は、そんなに長いものじゃなかったもので、分かりやすかったのは分かりやすかったのですが、私の中では、検察官の方の言い方が、すごい上からというか、きつい言い方をするのだなっていうのは。一番初っぱなからそんなに、ちょっとこう、なんだろ、上に立った立場でものを言うっていうか、確かに読んでいるだけなのですが、なんか、しゃべり方っていうか、言い方、抑揚のつけ方でこんなに感じ方が違うのかな、っていうぐらい。検察官の方がすごい上からな感じがしたのと、弁護士の方は反対に淡々としていて、なんか大丈夫なのかなって、ちょっと心配になるくらいの差でした。初めてなので、他のがどうだったのか分からないのですが、私の時はそうですね、なんかもうちょっと、言い方と抑揚をつけたほうがいいんじゃないかなっていうのは感じました。

(司会者)

検察官のその言い方っていうのは、どうですかね。内容自体は分かってはいたの

ですかね。

(1 番)

そうですね。内容自体は分かりやすかったのですが。その時に、見て内容は分かるのですが、なんかこう聞いていて、もうちょっと言い方あるんじゃないのかなって、感じたのはありましたね。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。冒頭陳述に関しては何か。

(裁判官)

6 番の方がおっしゃっていた、まず 1 つは言葉が分かりにくかったという問題と、あとは難しかったというのは情報量が多かったという意味なのか、そこをもう少し教えていただければと思います。

(6 番)

やっぱり情報量が多かったかなって感じかな。素人だから、あんまり裁判員裁判というのは来たことない人たちばかりだと思うのですよ。言っちゃ悪いですけど専門家がやっているわけですから、そういうところが、ついつい出ると思うのですよ、専門用語というのが、たぶん。なんたって素人ですから、分からないところがあると思うのですよ。そこを言ったまでです。

(裁判官)

はい。ありがとうございます。検察官はいかがですか。今の御意見について。

(検察官)

冒頭陳述について、簡潔明瞭にするように、常に心がけているつもりです。ちょっと多すぎるっていう、長すぎるっていうような御指摘が、今聞いた範囲ではないかなと、そこはちょっと安心したのですが。やっぱりちょっと難しい、難しいがゆえに、なんかこう、長く感じるというか分かりづらいというふうな御指摘かなと受けとめました。なるべく、言葉も分かりやすい言葉、今後も気をつけたいと。例えば殴打とかいうのではなく、殴るとかですね。そういう基本的なところから、

ちょっときちんと、もう1回見直していきたいと思います。

(司会者)

弁護人は何か。あるいはお聞きになりたいことでも。

(弁護士)

書面については冒頭陳述，分かりやすいという御評価をいただいて，とても良かったと思うのですが。1番の方がおっしゃられていた通り，その読み方とか，しゃべり方がやっぱり，当然，口頭ということで重要になってくると思うので，もしどなたか，書面じゃなくて冒頭陳述の話し方とか，そういったことについて，思ったこととかっていうことがございましたら，どなたか御意見いただければと思うのですけれども。

(司会者)

話し方ですね。冒頭陳述の話し方について，どなたか。

(裁判官)

弁護側のものという。

(弁護士)

まあ，弁護側。

(司会者)

弁護側でいいですか。じゃ5番の方。

(5番)

弁護人の方，私たちの担当した方，お話が長くてよく分かりませんでした。書面を見たほうが分かりやすいっていうか，なんか。それに対して検察側の方のほうが書類も簡潔ですし，言っていることも分かりやすかったですね。

(司会者)

長いっていう趣旨ですかね。

(5番)

はい。長かったと思います。だからもうちょっと簡単に言っていたかかないと，

メモとかあまりできないですね。そうすると忘れちゃうじゃないですけど、若い方ならまだ記憶があれですけど、私ぐらいの年齢だとね、聞いているうちに出ちゃうこともありますので、やっぱり短く分かりやすく言って欲しいなと思いました。

(裁判官)

ポイントがあまり絞られていなかったという御趣旨ということでよろしいですか。

(5 番)

そうなりますね。

(弁護士)

終わりの話題でちょっと、今の点で質問よろしいですか。

(司会者)

はい、どうぞ。

(弁護士)

その時の弁護人なのですけども、冒頭陳述メモみたいなものを作って簡潔な文章でやられていて、話自体はものすごく長かったのか、それとも単純に文章読み上げていただけたのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

(5 番)

この、検察側はこれが1枚だったと思います。それで弁護人のほうは、もうちょっと大きいんですね。それはそれで見ていれば分かりますけれど、なんかお話が長かったっていうのが記憶です。だからもうちょっと簡単明瞭に分かりやすく言っていただきたいなと思いました。

(弁護士)

ありがとうございます。貴重な意見いただきました。

(司会者)

では今度は冒頭陳述の次に、証拠調べの話に入りたいかと思います。今度は証拠調べ、これは捜査した内容、検察官、警察官の前でお話した内容を、書面を読み上げるっていうふうな内容の証拠調べの方法と、もう1つは、その場に証人なりがや

ってきて具体的に事件について語るっていうふうな、そんなふうな形、両方ございました。証人尋問がある方に関しては、その証人尋問、要するに質問する人の意図というのがよく伝わってきたかどうかってことですね、検察官なり弁護人が質問するかと思うのですけども、この証人に対する質問、何を結局引き出したくて聞いているのかなっていうのと、引き出されたものが非常に腑に落ちるような内容だったかどうか、尋問の分かりやすさ。あるいは書面の朗読で、その事件の内容、今度は書面のほうですけど、こちらのほうは十分腑に落ちるような内容で、どんどん入ってきたかどうか。書面について腑に落ちるような内容で入ってきたかどうかと、もう1つは証人尋問がなされたものについて、その証人に対する尋問が的確に入ってきて、事件はこんなふうになって、こんなふうな経過を辿ったのだな、みたいなものが、どんどん入ってきたかどうか。証人調べをした場合と、書面だけの場合と両方あったかもしれませんので、ちょっとそれぞれの御経験された内容で、その証人尋問があったものであればそれ、書面だけのものであれば書面についてっていうことでお話いただければ。両方あった場合は両方、コメントいただければと思うのですけども。じゃあ今度はまた1番から。

(1番)

両方あったのかな。ただ書面のほうは確か、自分が読めるので分かりやすいのですけど、証人尋問の時に同じ質問を何度もされているのですよね。何が聞きたいのって、正直ちょっとイラッとしたのを覚えているのですけど。その質問の仕方が悪くて証人の方が答えるのが違うのか、聞いているだけだと同じ質問しかしていないから、もっと言い方を変えて、分からないのであれば言い方を変えればいいのになっていうのは、すごい感じましたね。検察の方も弁護の方も、両方とも同じような質問をするのですよ。同じような質問そんなに必要なのかなって、すごい感じたのがありますね。なんかそれだけで、5分10分ぐらいずっとやり取りしていたんじゃないかなっていうのは、すごい感じて。そんな質問しているのだったら、もっと先に、違うことで違う言い方で、もっと分かりやすいことで、証人の人が答えやす

い言い方をしてあげればいいのに、っていうのはすごい思いましたね。なんか、証人の方に来ていただいているにも拘らず、質問の仕方が、やっぱりちょっと上からなのですよ。質問しているのだったら、言い方を変えないといけないんじゃないのかなって。

(司会者)

放火の事件なので、お話をされた方っていうのは。

(裁判官)

燃焼可能性について、専門家の方に来ていただいて。

(1 番)

そうですね。専門家の方がきてくださったんですけど。

(司会者)

燃えるかどうかの。

(1 番)

そうですね。そんなに同じ質問ばかりしなくていいから先進んで、ってすごい感じましたね。

(司会者)

なるほど。

(1 番)

あとやっぱりそこでも、お互いの言い方がちょっと気になったのと。

(司会者)

同じ質問を重ねてするよりも、違う視点から質問していただければ、もっと良い答えが出るのに、っていうそんな感じ。

(1 番)

そうですね。もっと質問の仕方を変えれば、証人の方の答え方もまたちょっと変わるじゃないですか。なので、同じ意見だけしか言っていないと、同じ答えしか返ってこないのですね。同じ答えを何回聞いたって、こっちはどこを聞きたくて、何が

したいのか分からなくなっちゃうので、だったら質問の仕方を変えて、相手が答えやすい、だから自分が聞きたいことを聞き出せる言い方をしたほうが良かったんじゃないかなってというのは、すごい感じました。

(司会者)

なるほど。分かりました。ありがとうございます。今のところは尋問技術の問題だと思いますので、直接の担当者ではないですが、検察官、弁護士いかがですか。

(検察官)

放火の事件ということで、私がその場にいなかったのも、分からないのですが、同じのを繰り返して質問するというのは、検察官としてはやっちゃいけないことだというふうに私は思っています。そういうふうに教えられていますし、おっしゃった通り、その証人の方から聞きたいことがあるので、ただそれを1つの質問で聞き出せない時は、別の言い方、別の角度から聞くようにすると。本当にそれは基本中の基本なので、そういうふうに繰り返して聞かれていると感じられたとすれば、ちょっとそこは反省すべき点だなと思っております。

(司会者)

同様に弁護士。

(弁護士)

今の検察官の御意見と全く同様です。同じことを繰り返し聞く、聞きたいことがよく分からないってというのは、尋問をする中で尋問技術を、スキルをアップしていかなければならないというふうに、当事者としては、かけ合っていかなければならないと思います。

(司会者)

では2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

1番さんがさっきから言われているように、上から目線でお話されているというようなことを言っていましたけど、確かに私、今思えば検察官が男性の方と女性の

方がいらっしゃいました。なんとなく、ですけど、一方の方の言い方がきついなという印象は、確かにぬぐいきれないですね。冒頭陳述自体っていうのですかね、全てもう被告人が認めているので、その中で何を言いたいのか確かによく分からなかったのですが、専門用語がズラズラズラズラ出てきたので、確かに、俺の印象が残っているのは確かに一方の検察官のほうが、すごく長い陳述をしていたというのが記憶あります。ちょっとすみません、誰だったか忘れちゃったけど。それに対してですね、弁護の方のことまで言わなきゃいけないか分からないのですが、私のほうは弁護の方の人が確か、私の所感なのですが、ちょっと新しい人、新人まではいかないのですが、一方的に攻められているような雰囲気があった。だから、一方の検察官ですね、その方のほうがちょっと上から目線でやっているような気がしましたね。

(司会者)

証人尋問なんかは、検察官の質問の仕方とかというのは。1件だけ、さっきおっしゃった肩押さえたとか、押さえないとかって、なんかそこが問題になって、たぶん、その方から直接お話を聞かれたのではないかと、法廷で、ですね。その質問なんかは適切にされていましたかね。ビデオリンクでしたか。

(2番)

ビデオでやっていましたね。全てが初めてなので、ちょっと私なりにうまく意見が言えないので申し訳ないのですが、そういう所感でした。弁護人のほうが、ちょっと押されぎみだったような、私の印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

要所要所どうだったって言われると非常にちょっと回答が難しいのですが、全体的に裁判始まって、僕が受けた感想は、すごい非常に分かりやすかったっていうイメージしかないのですが。一応始まって、検察官、冒頭陳述、事件のあらましダ

ダダダってやってもらって、それに対していろいろ証拠調べ等も分かりましたし、証人尋問、いろんな人出てきたのですけど。

(司会者)

証人尋問、多かったですね。4人ぐらい、いましたか。

(3番)

そうですね。はい。精神鑑定の話とか、私は非常に面白いって言い方は良いのか悪いのかはあれなのですけど、非常に興味あるお話というか、非常に分かりやすかったです。検察官の質問も、弁護人の質問も。すごい裁判の流れはうまくできているのだなっていうのは率直に思いました。

(司会者)

ありがとうございます。かなり、いろんな方のお話も聞いたのですけど、ちょっと比較するのが難しいかもしれませんが、そもそもですね。書面だけで、っていう方が、たぶんいらっしゃったかと思うのですけど。

(3番)

いました。

(司会者)

書面と証人というのだと、どんなふうな感じですか。あまり、どちらのほう分かりやすいとか分かりにくいとかって感じは、特にないですかね。どんな感じ。

(3番)

証人が来たほうが、分かりやすいと思いますね、いろんな意見が。話が直接聞けるというか。

(司会者)

どういうところが分かりやすい。それより、やっぱり腑に落ちやすいという感じですか。

(3番)

腑に落ちやすいっていうのもそうなんですけど、もともとその事件だけ聞いていると、

なんて言うのかな、非常にこう、とんでもない事件だというイメージなのですが、その中でいろいろな証人さんが立って、検察側の質問、弁護人の質問。いろいろそれで、どんどんどんどん、感情がこう、いろんな人間模様が入ってくるというか。それでどんどん事件が分かってくる。いろんな裏があったらうとか。非常にたぶん分かりやすかったと思いますけど。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ4番の方、お願いします。

(4番)

私は証人尋問があって、書面よりはすごく分かりやすかったですし、その証人に対して検察官と弁護人の質問事項のやり取りで、同じ部分に関しても、すごく言葉のニュアンスとかで受ける印象が変わるのだからっていうのを、すごく感じたので、そういう論点の部分を何度もお互いに聞いてくれる部分では、私たちが評議に繋がるポイントになるので、長くかかるのは、それだけその部分が重要なのだなと感じながら聞いていましたし、それを聞いて、裁判員たちでも、やはりそれに対しての意見が分かれたり、取り方が違ったりとかしたので、とても参考になりました。

(司会者)

特に、同じようなことを、ただ聞いているみたいなことは、特になかったですか。

(4番)

同じような。

(司会者)

さっき1番さんから、ちょっと指摘があったところではありますけど。

(4番)

はい。やっぱり、そのポイントの部分は、ちょっと違う言い回しで聞いたりとかってありますけど、でも大事な部分だったなという認識で聞いて。

(司会者)

わかりました。じゃ5番。

(5 番)

証人尋問ですが、精神科医の先生がお見えになったのですが、この証人の方は検察側が、用意されたって言ったら変ですけど、の証人ですよね。そうしますと、聞いていますと、やっぱり答えが、確かに先生も有名な先生で、そういう経験が豊富なのでしょうか、聞いていると、なんか検察寄りかなっていう、素人なのですが、そんな感じです。それで、ちょっと帰る時、同じ方向の方がいたのですが、これが弁護人のほうから精神科医を頼んだら、どうなのかなっていう感じですね。やっぱり弁護人のほうだと、刑に、なんて言うのですか、こちら重くする軽くするみたいな感じですから、私としては、検察側の証人じゃなくて、同じようなお医者さんでも、弁護側からも出て欲しかったなっていう思いはあります。弁護側から出たら、同じことでも、やっぱり違った見方をするんじゃないかなと思ったりするので、すね。そうすると、この鬱とか、鬱じゃないとかいうのがありましたけど、また違った結果になったのではないかなって、多少なりとも、思ったりします。そういうのは、できないのですか。同じような、違う先生を呼んだりするっていうようなことは。弁護人からの精神科医の先生と、検察側からの。頼まれた方から、違うと思うのですよね、なんか。

(司会者)

両方から請求があることはあります。それはもちろんありますし、お2人の話を聞いて、両方のお話を聞いた上で決めるっていうことも、もちろん事案としてはあることではありますね。

(5 番)

なんかね、それでずいぶん違うのかなって思ったのが、正直な気持ちです。

(司会者)

ありがとうございます。特に尋問の仕方の分かりやすさとか、何を狙っているのかなっていうのが、ちょっと分かりにくいとか、そういうことは特になかったですか。

(5 番)

でもね、長かったからね、なんか。お医者さん、先生のほうは分かりづらい言葉もありましたし。あと、もう 1 人の方は、まあ、分かりやすかったです。

(司会者)

分かりました。

(裁判官)

専門用語の問題が、証人の場合にはありましたけども。検察官に伺いたいのですが、精神鑑定、鑑定人の尋問の時の専門用語を分かりやすくしようっていう取り組みは、特に組織としては何かされているとかありますか。

(検察官)

組織として、やっているというのは、私の知っている範囲じゃ、ないと思いますね。ただ、じゃあ何もしないのかというと、もうこれは一般論ですけども、先ほど言われましたけれど、分かりやすく話してもらうというのが原則論なので、これで言うと、3 番さんの時の精神鑑定の時の、精神科医の先生の尋問とかは私が立っていたんですけども、例えば先生が簡単に、閾値（いきち）があってどうのこうのとか、閾値っていうのを使われていたんですけども、先生は普通にサラッと答えるので、答えたあとに、「先生、閾値っていうのはどういう意味ですか」みたいなのをもう 1 回簡単な言葉で、「堤防みたいなもので、水量水位が増えていくと超えちゃいますよね。流れ出しますよね。」と、「閾値を超えるっていうのは、そういう感情とかが溢れだしちゃって、制御不能になっちゃうような、そういうのを閾値っていうのですよね。」みたいな、なるほどというようなのを、質問中に心がけていますね。そうしたら分かってもらえるようになるんじゃないかなと思います。

(司会者)

じゃ 6 番の方。証人尋問、分かりやすかったか。たぶん、治療したお医者さんでしたっけ。

(6 番)

はい、そうです。さっき5番さんが言っていたと思うのですが、検察側が質問したのですが、ちょっときつい、というか、上から目線だったかなっていう感じはあるのですよね。なんか診断するお医者さんが困っちゃったような顔していたと思うので、ちょっとお医者さん、検察側のほうかな、質問、あれもうちょっとソフトに言ったほうが良かったと思うのだけど。それだけです。

(司会者)

ありがとうございます。では全体として質問の意図が、ちょっと上から目線だとかっていう、あとちょっと同じこととかいうのはありましたけど、分からないみたいなことは特に。

(6番)

それは大丈夫です。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ次に行きます。今度は証拠調べのあとに、検察官が証拠調べを踏まえた論告、弁護人が証拠調べを踏まえた弁論という形で意見を述べます。これもまた証拠ではなくて意見ということになりますけど、論告と弁論というのについては、どんなふうな、非常に今までの証拠調べを踏まえて分かりやすいようなものであったか、なんかあんまりよく分からなかった、その辺りはいかがなのでしょう。論告と弁論という、最後に意見を述べる。長すぎるとか意味が分からないとかっていう、もし、そういうことがあれば。

(1番)

いや、検察官が言っていたのは、ある意味、書いてあることの繰り返しなので、書いてあるのを見ていると、やっぱり、そこをそうしたいのだよねっていうのは、分かりました。ただ、たぶん一番最初のところから、弁護人大丈夫かなっていう気持ちがあったからかもしれないのですが、なんかこの、弁論を言っているのですが、やる気があるのかなって、ちょっと思っちゃうところがあったので、聞くよりも、これも書いてあったのですよね、全部書いてあったので聞きながら読んでい

るのですけど、読んだ方が分かりやすかったし、大丈夫かな、ここ間違っているよっていうところも多少、書いてあることと間違っているところもあったので、大丈夫かなっていうのがありました。だけど書いてあったので分かりやすかったです。

(裁判官)

この時の弁論は確か従来型の、文章を羅列式に書いてあって。

(1 番)

そうです。

(裁判官)

読み上げるそのままの文章が書いてあったかと思いますが、検察官のように図のような形でまとまっているほうが、やっぱり分かりやすいですかね。

(1 番)

そうですね。検察の方の書類っていうか書面っていうかは、そっちのほうがい分かりやすくて、こういうことを言いたいのだなっていうのは分かりやすかったですね。確かに全部文字だったので、弁護人の方のほうは。本当に書いてあることを読んでいるだけっていうので、なんかもっと、検察官と同じようなやり方で弁護人の方もやってくれば、またちょっと、なんか違ったのかなっていうのはあります。

(裁判官)

そこは、なかなか難しいところかと思いますが、弁護人の立場からいかがでしょうか。

(弁護士)

図を使ったりっていうのは、弁護士会のほうでも、そういうセミナーや研修をしているところで、分かりやすい冒頭陳述や弁論というところは、個々の。ただ個々の意識によるところが大きいので、どっちのほうが一概にどうこう、っていうことも、なかなか難しいのですけれども、分かりやすい弁論ということを、引き続き我々のほうも頑張ってやっていきたいというふうに思っております。

(司会者)

では2番の方。

(2番)

すみません。もう1年前だったから、検察官のほうで論告された内容が簡潔明瞭だったか、ちょっと私もあまり記憶がないのですが、その時に思ったことは、確かに言っていることはそうだなと思いました。私、弁論についてですけど、どう見たって、初犯なのですけどね、有罪っていうか被告人が全て認めている上で、弁論というのがどこまでできるのかな、っていうのが所感ですね。実際上は、弁論というべきのが、確かにあてはまるのかどうかも、ちょっとよく分からなかったのですよ。以上です。

(司会者)

では3番の方。

(3番)

私がやった裁判の、検察官の論告は非常に分かりやすかったです。残虐極まりない犯行、無期懲役を求刑すると。非常に、検察官の言っていることは分かりやすかったと思います。それに対して弁護人の弁論。当初裁判を通していても、被告人も犯罪を認めておりましたし、確かに1番さんの言う通り、弁護人のほうがちょっと弱いかなっていう感じは裁判の中ずっと続いていたのですが、最後の弁護人の弁論、頑張っていたっていう言い方は失礼なのかもしれないですけど、結構いろいろと、その弁護人の最終弁論でちょっと心に打たれたこともありましたし、最後の弁護人の言葉は入りました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方。

(4番)

私は検察官の論告は、すごく力強くて、聞いていて、ああそうだなって、すごく納得するような、うまさがあるというか、迫力があったので。その時の弁護人の弁

論は、やはり皆さんと同じで、ちょっと弱いなという感じがあって。私がもしもの場合には、この弁護人はちょっと嫌かもって思いました。

(裁判官)

なんか、話が長いなって。30分ぐらいありましたよね。

(司会者)

では5番の方。

(5番)

私も検察官の、すごく分かりやすかったです。弁護人の弁論は、すごく長くて。刑をやっぱ軽くしてあげたいって、情状酌量みたいな気持ちがあったのでしょうか、たぶん、そういうふうにしたっていうこと。でも30分ぐらいでしたっけ。あまりにも長過ぎて、なんかもう。その日はずっと大変ですよ、最終日ですので。なんか頭がこう、なんて言うのですか、もっと簡潔明瞭に。もう少し短い時間をお願いしたいなと思いました。それで、これは私のあれですけど、やっぱり国選ですよ。だから国選と、この私選は違うのかなとか思ったり、個人的には思っていました。すみません。

(司会者)

ありがとうございます。弁護人の御意見はまたあとで。では6番の方。

(6番)

検察の論告は、皆さんの言うように分かりやすかったのだけど、弁護人の弁論なんですけど、やっぱり弱いですね。なんかやっぱり、ちょっと足りないかなって感じかな。もうちょっと強くても良いと思うのですが。それだけです。

(司会者)

ありがとうございます。では検察官と弁護人がおりますが、まずは弁護人からいきましょか。辩护人。

(弁護士)

はい。非常に厳しい御指摘をいただいているところなんですけども。30分も長々

と読むことができる弁論を作るっていうのも、相当な骨の折れる作業だったのかなと思いますし。国選と私選という形でも、分かりにくいのは分かりにくいのですが、ただ情状というところで争うってことになる、そういう弁護のやり方として、弱めな弁護ということを選択される弁護人の方も中にはいらっしゃるのかもしれないですけども。いずれにせよ分かりやすい弁論というものは必要不可欠だと思いますので、簡潔明瞭に分かりやすく弁護人としての主張をするというところは、我々のほうも、今後も引き続き努力はしていただきたいというふうに思っておるところです。以上です。

(司会者)

検察官はいかがでしょう。

(検察官)

皆さん分かりやすかったって言っていただけているので。大変今日うれしいです。以上です。

(司会者)

何か、検察官、弁護人のほうから、冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論。何かお聞きになりたいこととあって、あります。

(弁護士)

1点よろしいですか。

(司会者)

じゃ弁護人のほうから。

(弁護士)

証人尋問の話なのですけども。先ほど証人尋問の点については分かりやすいっていう御意見もあったかと思うのですが、証人尋問をやっている時に、質問の意図とあっていうものを理解しながら、リアルタイムで理解されていたのかどうかっていうところを、ちょっとお伺いしたいのですけども。あとから、ああこういう意図があって、ああいう質問がされていて、ああいう答えがあったのだと、いうふうに気

づいたのか。もしくは尋問中に、そういう問題点を意識を把握することができて、尋問を聞くことができたのかというところについて、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

(司会者)

どなたか。3番さん。

(3番)

ごめんなさい。もう一度お願いします。難しいので。

(弁護士)

尋問中に、尋問内容を理解することができたのか、もしくは、例えば評議にいつから裁判官や他の裁判員の方々と話して、証人尋問の内容を理解することができたのかっていうところなのですけど。

(3番)

尋問中に理解できたつもりでいます。そんなに尋問の最中って、なんだろう、法的用語っていうのですかね、そんな難しい言葉も特に飛び交ってはなかったですし、先ほど検察官、戸根川さんに言っていたように、閾値の部分だとかの精神鑑定の時は、だいたい精神鑑定だの専門用語だいたい出ていたのですけど、それは結構1つ1つ分からないことをその場で結構分かりやすく、精神鑑定の先生も説明していたので非常に興味深かったです。分かっていました。

(弁護士)

ありがとうございます。

(裁判官)

今の弁護人からの質問に関連して。おそらく質問された意図は、なんのためにその質問をするのかっていうことが、正直、裁判官の立場からは分からないことも、よくあるのですけれども。そういう場面がなかったかというような意味もあるかと思いますが。

(3番)

すみません。

(裁判官)

そういう視点でしたら、いかがでしょうか。

(3 番)

そうですね、そんなに分かりにくかったことは、なかったですけど。

(司会者)

1 番さん、お願いします。

(1 番)

私の時は、全く分かりませんでした。終わったあとに、皆、控室じゃないけど集まって、「え、これは、こういうことでいいんだよね」「え、違うよ、こういうことじゃないの」という意見の中から、裁判官の方に「こうこう、こうなんじゃない」とって最終的に教えてもらった感じだったので、ちょっと聞いている時は全く分からず、何が言いたいのかなって、ずっと思っていた感じです。

(3 番)

それって事件によるのですか。

(検察官)

1 番さんに。検察側、弁護側、両方、ちょっと何聞きたいのかなって感じなので
すか。

(1 番)

そうです。

(検察官)

続けて 1 番さんの関係で。それって放火の事案なので、例えば公共危険罪ですよと、この放火っていうのはとか、そういう抽象的な、例えば放火の延焼可能性、火が燃え広がる可能性とか、そういった抽象的な部分がやっぱり分からなかったとか、そういうのではないのですか。

(1 番)

確かあれは、換気扇の話だった気がしますけれど。

(裁判官)

そうですね。

(1 番)

換気扇の話がずっと続いていたので。ついてる、ついていない。ついていなきやいけないのに、ついていなかった。いや、これ構造上はついてる筈だ、みたいな。結果だけを簡潔に言ってくれば、たぶん分かったと思うのですが、ずっとそこを、何度も何度も同じ質問で同じやり取りだったので、ちょっと分からなかったかなって。

(検察官)

そういうことですか。

(裁判官)

すごいマニアックな質問では、あったのですね。

(1 番)

ありました。

(司会者)

特になんか、尋問した内容について、あとで裁判官に聞いて初めて分かったみたいなところっていうのは、特になかったですかね。法廷で聞いた中で大体分かった、あるいは今のお話、あとで聞いて分かるみたいな。わりと法廷で分かりやすかったっていう方と、説明を聞いて分かったという方と、両方おられましたけど。

(裁判官)

事案の中身にもよるところはあるでしょうね。

(司会者)

そうですね。じゃ検察官と弁護人からは、特に、あとよろしいですか。

(検察官)

1 点、検察官から確認。あまり、今回のテーマにずれているかもしれませんけれ

ども、私の立会した裁判員裁判は2つ、3番さんの強盗殺人と6番さんの殺人未遂だったのですけれども、結構、裁判員の方の質問が私が想像していたよりも少なかった。質問されない裁判員の方が結構いたり、質問されても1点2点だったりと非常に少ないな、予想していたのは、もっといろんな我々の至らない点があって疑問点がいっぱい出てきて、直接聞いてしまおうみたいな感じで、どんどん質問されるのかなと思ったら、意外と少なかったという感じなのですが。その点は、もう質問する必要がないから質問しなかったという理解でよろしいのでしょうか。

(司会者)

立ち会われたのは。

(検察官)

3番さんと6番さんに。すみません。

(司会者)

3番さんと6番さん。何かありました。

(3番)

初めての経験なので、なかなか緊張するのもあると思うのですけれど。次のテーマ、4になるのかな、評議についての感想意見だとかになってくると思うのですけれど。裁判ってダダっといっちゃうじゃないですか、それから評議が、僕らの時は2. 5日間ぐらい確かあったかと思うのですけれど、そこでやっぱり言いたいな、聞いておけば良かったなというのが、やっぱり。裁判長さん、佐藤裁判長も聞きたいことがあったら何でもその時、あとからは聞けないよというのは、よく言われていたのですけど、やっぱり証人尋問をババババッと、みんな裁判自体がダダっといつて、証人尋問を1人やったあとに評議を我々がして、それに対して、やっぱり聞きたいこととかも出てくるのですけど、なんか、順番がこう、最後評議になって来ちゃうので、そこでやっぱりこう、いろいろと聞きたかったなってことはあるのですけど、そうなるとやっぱりもう聞けないっていう部分ですかね。だからちょっと流れのあれになっちゃうのですけど、それは感じました。

(検察官)

なるほど。

(裁判官)

そうするとあれですか、最終的に、その判決をするにあたって、この証人からどんなことを聞くのかっていう説明が、もっとこちらからしたほうが良い、あるいは当事者からしてもらったほうが良い、っていうことはありますか。

(3 番)

質問ですか。

(裁判官)

はい。

(3 番)

その辺はいろいろと。

(裁判官)

質問ではなくて、この証人から、私たちこれからどういうことを聞くために、この証人に聞きますよっていうような説明が、もっと積極的にしたほうが良いですか。

(3 番)

そうですね。あれば良いと思いますけど。

(司会者)

6 番さん、いかがでしょう。

(6 番)

やっぱり 3 番さんが言った通りに、裁判員裁判参加するの、初めてなもので、始まっちゃうと緊張すると思うのですよ。頭が真っ白になっちゃって、頭の中入っていかないと思うのですよ。時間が経てば、なんとか慣れると思うのですけど、始めのうち、やっぱり緊張しちゃって頭の中真っ白で入ってこないのですわ。見ているのですけど入ってこないのですわ。質問のあれもちょっと、頭の中整理できないのですよね。始めのうちは。

(司会者)

ありがとうございます。結局この証人から何を聞くかっていうことの話が、少しでも事前にあれば、若干、聞きやすくなるかもしれませんね。わかりました。

(裁判官)

そこはあれですか、裁判所からもちろん説明可能ですが、当事者からっていう選択肢は。検察官からっていうのは。そこは冒頭陳述になるのかもしれないんですけど。

(検察官)

検察官としては、冒頭陳述でこの内容はこの証拠で立証しますというのを説明しているつもりなので、敢えてこの証人から犯行の態様を立証しますというのは、一々言っていないのですけども。必要であれば最初に一言、言ったほうが良いのかなと思いますけどね。

(司会者)

じゃちょっと時間も押してまいりましたので、4と5はまとめて進めたいかと思います。今ちょっと評議についてのお話が出てきました。評議の中では量刑検索システム、検察官も弁護人も見ることができるシステムを使いながら、たぶん評議をしているというふうになるわけですけど、なにかシステムを、量刑資料を早めに見たいとか、あんまり見なくてもいいとか、そんなふうな、そのシステムに関する御意見と、あと評議の中身とかってちょっと、なかなか触れにくいところとかありますけど、やっぱりちょっと話し足りなかったなというような、そんな気持ちが残っているか、大体思っていることは話せたかっていう、その2つお伺いできればと思います。量刑資料についての、どの段階で見たいかみたいな話ですね、量刑資料の使い方が1つと、大体評議では御意見おっしゃることができたかなっていう、その2点、お伺いできればと思います。じゃ今度は6番さんからにしましょうか。じゃすみません、6番さんお願いします。量刑検索システムっていうものの使い方っていうふうなところが1つと、評議で大体お話ができたかどうかっていう、その2点、

いかがでしょうか。

(6 番)

評議についてなのですが、はっきり言って、僕、あんまり発言はしていないのですよ。発言はしていないので、今思えば、もっと発言しておけば良かったなっていう気はあります。量刑システムなのですが、どうなのかな。よく分からないですね、これ。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。じゃ5番さん。

(5 番)

この量刑の検索、これは見れて良かったですね。じゃないと、分からない。自分が被告人の量刑を決めるのにあたりまして、今までの前例、あつて、それがどういう結果になったかっていうのは、なんて言ったらいいのですか、やっぱり知らないと決められなかったっていうのかな。それと評議ですが、わりと皆で結構、意見言い合っていたんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

(4 番)

量刑検索システムは見られて良かったと思いました。いろいろな条件を入れ込んでいって、過去に同じようになって、でもその中でもすごく年月がまちまちで。いろんな状況があるのだなっていうのを感じて見たことと、あと皆でも評議についてはすごくたくさんの意見が出て、実刑にするかどうかというのが分からなかったのですけれども、その中で皆さんとお話をしていくうちに、話をしながらこの量刑検索システムを見て、段々この辺りが妥当であるというのが、なんとなく見えてくるっていう状態でした。ただちょっと感じたのは、この裁判員裁判をされていて、やはりこういう検索システムを見ると、過去の事例に従ってっていうのが中心になってくると、私たちが加わることで、なんかどれだけのことが変わっていくのかな

っていうのを、ちょっと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

量刑検索システムは、なんかあんまり一致する事件がなかったのですよね。なんか似たような事件なのに、やたら刑が軽かったりだとか、あんまり量刑検索システムだけだと、何年というのと、なんか前科があっていたとか、何人殺したとかぐらいしか、ポイントがそこぐらいしか分からないので、今回事件は裁判からやっているんで内容はどんどん分かってきている中で、なかなか2つとして同じ事件はないのかなって感じはするので。でもそれはそれで、何年と、量刑、刑を決める時には1つの良いあれなのかなとは思いますが。評議についての感想は、評議は、最初はやっぱり、ここもそうですけど、やっぱりみんないきなり意見を言えと、たぶん言えないと思うのですけど。やっぱり8日間とか9日間ずっと一緒にいたので、最後はチーム的な感じになり、いろいろと評議できたのかなとは思っております。

(司会者)

ありがとうございます。では2番の方。

(2番)

評議についてですけど、量刑検索システムというのを、まず最初明かさなかったというのがちょっとあったので、裁判長から5件の内容について何年にしましょうかというので、最初評議したと思います。なんでそうなのでしょうかと、侃々諤々で意見を出し合ったと思います。その時に、こういう量刑検索システム、当時若い方のほうで、こういうのが、過去の事例がありますよということで、段々と参考になってきて、5件の有罪をどうしましょうかという話が段々と、更に先に進んでいったというのが1つありますね。だから、こういうシステムというのは、あとで、あとでというか評議を一生懸命やった最後辺りで出していただいたので、その前に意見をガンガン言っていたので大変参考にはなっています。先ほど3番さんから言

われていたように、これ最後の段階になってきているようなところなので、確かに和気あいあいとまでは行かないのですけどね、評議なので、確かに皆さん意見を出しつつ、なんでそうなるのということを裁判長から言われて、皆さん意見を言っていたというのは確かにあります。ただ評議について、トータル、私等6日間だったと思うのですが、6日間の内容については最初に日程書いてあったので、ああこういうふうに進めるのかなと思いながらずっとやっていましたので、その通りいつていたんじゃないかなと思います。意見を述べるほど、私もそう思わなかったのですが、5日間で何ができるんやと思った時に、これが一番妥当じゃないのでしょうかかなと思います。この量刑検索システム、これ確かに参考になりました。全く私は雲を掴むような状態で、有罪、何年になりましようかと言われた時に、こういう検索システム、こういうのは、こうなります、こうなりますと、一番罪の重いのが基準になって、残りは参考になるのがこうで、その半分をずっと足していって最後にこうなりますよというような、理路整然に説明されたので、確かに参考になりました。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。では1番の方。

(1番)

検索システムは確か最終日に出してもらったと思うのですが、最終日で良かったかな、っていうのと、評議、結構最初から和気あいあいとしていたような気がするのですが、その評議の時間だけではなくて休憩の時とかも、結構、みんな意見言い合っていたりもしていたので、そんなに、だから時間が足りないとかっていうのはなかったのですが、やっぱり最後の最後で、これ言っとけば良かったねとか、っていうのは、結構出てきていたかなっていうのはあります。なんか、あと1回質問できるタイムがあれば良かったよねっていう話はすごいして。ただ、この検索システムで出ていたものを基準にして、最初すごい話していたところがあったのですね、これ出してもらった時に。なので、なんだろう、そんなにずっと出しておくではな

くて、こういうのがあるのだよ、ちょっとサラッと見ておいてねぐらいな感じで、次の時には1回ちょっと消しましょうか的な感じでも良かったのかなというのがあります。ただ結構、意見はバンバン出ていて、いろいろ意見が変わったりとか、新しいことをその時に教えてもらった、保護観察が大人にもあるっていうのをその時に初めて知ったので、良かったのかなっていうのは。ただちょっと時間が足りなかったかなっていう感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっと評議, 秘密にあたるところもあるものですから、言いにくいところもあろうかと思います。いろいろお話いただきましてありがとうございます。これ使い方とか非常に難しいところではありますので、それこそ、それを使って弁論したり論告したりする時もあれば、ない時もあるというところもありますから、それぞれ工夫していく、非常に参考になるお話が聞けたというふうに思います。

(裁判官)

このシステムの使い方、弁護士側ではどういうふうに使われるかというのは、それこそ個々の弁護士の方針次第ということになりますか。

(弁護士)

個々の弁護士の方針次第で決まってくるというところだと思います。

(裁判官)

できたら積極的に使っていただければなと思いますが。

(弁護士)

わかりました。その旨、伝えておきます。

(裁判官)

お願いします。

(検察官)

ちょっとよろしいかな。

(司会者)

はい。

(検察官)

この量刑検索システムについて、ちょっとお伺いしたいなと思っていることがあってですね。今回の6名さんの事件というのは、1番さんの事件ですと検察官が5年求刑して、3年で5年の執行猶予、保護観察付き。2番さんの事件ですと22年求刑して13年。3番さんの事件ですと検察が無期懲役を求刑して30年。4番さん5番さんの事件ですと、6年を検察が求刑して2年6か月。6番さんの事件ですと検察が18年を求刑して12年と。言い方あれですけども、検察としてはかなり量刑的には失敗というか負けているような形になるのですね。今まで御意見を伺っていると、検察官の冒頭陳述は分かりやすかったとか、論告は簡潔で分かりやすかったっていうふうに、ある意味ほめていただいているのかなと思ったのですが、どうもその、ほめていただいている点と、この量刑に反映されていないというか、我々としてはなんか直結していないなと、なんでだろうなというのが本当に不思議なのですね。この量刑検索システムっていうのは、特定の項目で絞っていくわけですね。例えば、この事件は凶器を使っているから、凶器を使っている事件に絞りましたとかですね。そういった特定の項目で絞っていったって、そういうグラフみたいなのが出てくると思うのですが、そうすると目の前の、皆さんが見ていた事件、見ている事件の個性っていうのでしょうかね、特別なところ、個性を見過ごしちゃうんじゃないかな、そういった点はなかったのかな、やっぱりその個性っていうのを裁判員の方々の新鮮な感覚とか目で見て、今までの枠にとらわれない判決量刑を出して欲しいなっていう、出してもらえるのを期待していたものですから、結構、高めの求刑とか、事案の特殊性に応じて高めの求刑、検察としては出す部分もあったのですが、なかなかその、ついてこないというか反映されないと。そこはどうなのでしょうね、個性を見過ごしているわけじゃないよ、ちゃんと事案の特性も見ながら量刑に至っている、そういう感覚なのではないかな。ちょっとこれは、個別に1人

ずつお伺いしたいのですが。

(司会者)

ちょっとじゃあ、かなり時間も押してきましたので、簡潔にお願いできますでしょうか。じゃ1番さんから。検察官の求刑、立証活動と、結局、結論みたいなところっていうのが、検察官のところからすると、ずれているようなところがあってということ。

(1番)

この検索システムは別に、あくまで1例であって、私たちの時はちゃんと自分達の意見を言い合って、最終的にみんな納得した上での結果だったので。私たちの時はちゃんとその事件を、その犯人と言ったらあれなんですけど、被告人のことを考えて、こうこうこうだから、こうしようっていうので、ちゃんと、その事件を事件として扱ったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番)

すみません。検察官の求刑と最終的な判決というのは、検察官のほうでどうやって決めたかちょっと分からないのですが。最終的に量刑検索システムも見たら、こういうのがあって、確かに似たようなのがいっぱいあったので、そのやり方自体をどうしたらいいかというのも全く知らなかったのは事実です。あと5件の有罪を一番重いのが基準になって、残りを有罪年数の半分というのを足していくとこうなりますよというふうに最後に言われたので、なるほどなるほどと思った次第なので、検察官のほうで求刑年数がこうですよと言われた時に、どうなのかなというのは、なんとも言えないところです。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

確かに弁護士さんも量刑検索システム、過去の3つぐらいでしたかね、同じような案件があるから見てくださいということで訴えていました。その事件も量刑検索システムで確認して、検察官が言うように、1番さんと同じように評議やった結果は、その量刑検索システムに頼った形で出した量刑ではないです。

(司会者)

では4番。

(4番)

量刑検索システムの結果で、刑を軽くしたとか、流れてしまったという感覚ではないのですけども。でも本音で言うとやっぱり、私の事例では介護に疲れてっていう無理心中だったので、ちょっとあったと思います。

(司会者)

では5番の方。

(5番)

検察官は6年を求刑しましたが、結果は2年6か月でした。事件の内容を考えまして、やっぱりどこにでもあるような事件です。これからも多々起きると思います。それで求刑の時に最後に被告人が言った言葉が忘れられないのですね。なんか耳から離れないっていうか。最後に、えーっていう感じを、たぶんみんな聞いていると思うのですが、その言葉が、今もなんかこう、思い出すと耳から離れないっていうか。だからつらいです。人を裁くっていうのは本当にね、つらいことだなと思いました。だから本当に2度とね、このような事件というか、介護疲れとかいろいろありますけど、起きないような世の中になって欲しいなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方。

(6番)

検察の人の言っていることは分かるのですが、求刑は確か、懲役18年だったと思うのですが、裁判官や裁判長にも丁重に説明してもらって、12年かな、に

なったのですよ。以上です。

(司会者)

ここまでにさせていただきたいなと思います。4と5一緒っていうふうに申し上げましたが、もう時間ですので、最後に6ですね、それぞれ、これから裁判員になれる方へのメッセージやアドバイス、あるいは、裁判官、検察官、弁護人に対する質問なり、辛口の意見でも結構ですので、最後に一言ずつ、伺うことができればと思いますので、よろしくお願いします。6番さんから、お願いします。

(6番)

これから裁判員になれる方なのですが、なんて言うのかな、自分の意志を持って、強い意志を持ってチャレンジしてもらいたいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方。

(5番)

やっぱり最初通知が来た時はびっくりして、できるかどうか分かりませんでした。が、正味4日間でしたっけ、一生懸命、今までにないぐらい考えて考えて、それで判決までいきました。でもしゃべれないっていうのが、とてもつらくて、身内ならオーケーですよ。身内、例えば夫とか、駄目でしたっけ。詳しいことは言わなくてもやっぱりこう、聞いてもらえる人がいないと。

(司会者)

法廷でしたことは、どなたにお話していただいても、全く問題ありません。法廷で出たことはですね。

(5番)

つらかったですね。今もなんかあったら「やったんだよー」って言いたいのですけど、そこまでは言えないっていうか。だからもうちょっとう、オープンと言ったら変ですけどね。なんか、つらかったです。それから全然関係ないのですが、ドレスコードっていうのが欲しかったなと思いました。じゃなかったら、なんかこ

う、裁判官さんと一緒に、簡単に羽織れる物があつたらいいかなとか思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では4番お願いします。

(4番)

今回のことで、すごく自分も勉強になったと思いますし、今まで裁判の判決っていうニュースなども、それほどまでに求刑がどうのっていうのを見てこなかったのが、この裁判員裁判が終わってから、この事件はこのぐらいの求刑なのだって、すごく見方が変わって、新聞の記事を見るようになってきた自分がいて、もし本当に選ばれるような方があって迷っていたら、是非、裁判員裁判、参加して経験してくださいをお勧めしたいですし、もし、2度とないでしょうけど、また自分が当たってしまうようなことがあつたら、極力、参加したいなという気持ちでいます。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

私も最初に述べたように、自分の中では非常にいい経験ができたというふうに思っております。今後選任された方は是非チャレンジしてみてはと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。2番。

(2番)

今4名から感想を述べられたのですが、私も大体そのような所感です。5番さんがさっき言ったように、守秘義務があつたので、なかなかちょっと、喉からちょっとこら辺まで出そうな時もいっぱいありました、確かに。判決終わったあとに新聞に載らなかったやつは、こうですよ、ああですよということは皆様に言ったのですけど。よく言われるのですが、身近にこんな裁判員をやったのは初めてっていうのが結構言われるのですが、確かに神奈川の小田原支部ですかね、約300万ぐらいの有権者がいる中で8人の中に選ばれたっちゃうことはすごい確率だという

ことで、皆さんにびっくりなされたので、万が一、私の身近にそういう方が、選任される方がいらっしゃいましたら、私の貴重な意見を伝えることができると思います。貴重な体験をさせていただいて、ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございます。では1番の方。

(1番)

何言おうかなって考えていたのですが、チャレンジするのが一番いいのかなって思います。

(司会者)

ありがとうございます。裁判官、検察官、弁護人から一言。まずは裁判官。

(裁判官)

本当に今日は中身の濃い議論ができました。本当にありがとうございました。お忙しい中、貴重な意見を聞かせていただいて、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

(司会者)

じゃ検察官。

(検察官)

裁判官と同じで、イメージではもっと短い時間で終わるのかなと思ったら、結構、皆さん話したいこといっぱいあるのだからってというのが分かりました。いろんな話聞けて良かったです。今後に活かしたいと思っております。以上です。

(司会者)

では弁護人。

(弁護士)

貴重な御意見を賜りまして、本当に素晴らしい会に参加できたことを感謝申し上げます。今後の弁護人としての活動に、今回の意見交換会を活かしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

(司会者)

本当に、すごく誠実に真剣に裁判員裁判に参加いただいて、本当に敬意と感謝を申し上げたいかと思えますけども。本日も1時間に1回は大体、休憩をとるっていつもこう、申し上げて評議もしているのですが、ちょっと2時間、長くなりまして申し訳ございませんでした。この御意見、活かしてですね、更に良い裁判員裁判を目指していきたいかと思えます。それではこれで終了したいかと思えます。本日は誠にありがとうございました。